

市民を守る若い法律家が 脅かされています！

——— お金持ちだけが法曹を目指す制度でいいの？ ———

裁判官や検察官、弁護士（あわせて法曹といいます）になるためには、司法試験に合格するだけでなく、その後に司法修習を経ることが必要になります。この司法修習は、事件処理の技術だけでなく、法曹としての心構え、倫理等を学ぶ、大変重要な制度です。

従来、司法修習生には、司法修習に全力で取り組めるよう毎月給費が支払われていました（給費制）。給費制のおかげで、司法修習生は、生活の心配をすることなく、法曹になるための勉強に専念することができたのです。また、修習生は、公務員に準ずる立場にあるとされ、修習に専念するため、アルバイト等は禁じられていました。

ところが、法律の改正により、給費制が廃止されました。代わりに平成23年に導入されたのが、国から司法修習生に生活資金を貸すという、貸与制です。当然、貸与されたお金は借金であるため、時期が来れば返さなければなりません。現在、司法修習生は、「奨学金の借金もあるのに、さらに借金が増えるなんて……」といった不安を抱えながら修習をしています。中には、奨学金と修習中の貸与金を合わせると、1,000万円以上借金を抱えているという人もいます。

これでは、司法修習生が生活に困窮し、修習に専念できなくなります。

法曹は、基本的人権の擁護、正義の実現という使命を持っています。もし、市民の皆さんが、法律や行政機関の行動によって人権を侵害された場合には、法曹が、これを正す役割を果たします。

しかし、給費制が廃止されたことにより、基本的人権の擁護や正義の実現よりも、事務所の経営に重きを置かざるを得ない弁護士が増加する可能性があります。そのような弁護士に、お金にならない人権救済やその他の公益的活動を期待することは難しいでしょう。

このように、貸与制は、単に司法修習生の生活費の問題ではなく、全ての市民の皆様の生活に関わる重大な問題なのです。

本シンポジウムでは、貸与制と市民生活の関係について、講師による基調講演、実際に貸与制のもとで修習をした弁護士を交えたパネルディスカッションを行います。

この問題に関心を持った多数の方々の参加をお待ちしています。

会場周辺地図



【会場】

岡山県岡山市北区奉還町2-2-1

岡山国際交流センター
2F国際会議場

公共交通機関をお使い下さい。

【お問い合わせ先】

086-223-4401
(岡山弁護士会)